

第4節 回数乗車券の発売

(普通回数乗車券の発売)

第39条 旅客が、区間及び経路又は運賃区間を同じくして乗車する場合は、当該区間に有効な11券片の普通回数乗車券を発売する。

2 前項の規定によって普通回数乗車券を発売する場合、1券片の区間は、片道普通乗車券を発売できるものに限る。

(時差回数乗車券の発売)

第39条の2 旅客が、平日の10時から16時までの間並びに土曜日及び休日に、運賃区間を同じくして乗車する場合は、当該区間に有効な12券片の時差回数乗車券を発売する。

2 前項の規定によって時差回数乗車券を発売する場合、1券片の区間は、片道普通乗車券を発売できるものに限る。

(注) 1. 平日並びに土曜日及び休日とは次の日をいう。

(1) 平日土曜日及び休日を除く日

(2) 土曜日及び休日土曜日、日曜日、国民の祝日〔①日曜日と重なると

きは、その日後において最も近い「国民の祝日」で

ない日を休日とする。②その前日及び翌日が「国民

の祝日」である日（「国民の祝日」でない日に限る。）

を休日とする〕、1月2日、1月3日、12月30日、12月31日

及び土休日用ダイヤの実施日

2. 「土休日用ダイヤの実施日」とは、鉄道事業法第17条に基づき届け出た運行計画中、土休日用の運行計画実施日をいう。

(土・休日割引回数乗車券の発売)

第39条の3 旅客が、土曜日及び休日に大人片道普通旅客運賃1,020円以内の区間を運賃区間を同じくして乗車する場合は、当該区間に有効な14券片の土・休日割引回数乗車券を発売する。

2 前項の規定によって土・休日割引回数乗車券を発売する場合、1券片の区間は、片道普通乗車券を発売できるものに限る。

(通学用割引普通回数乗車券の発売)

第40条 次の各号に定める通信による教育を行う学校の学生生徒が、面接授業または試験等のため、第39条に定める区間を、区間及び経路を同じくして乗車する場合で、その在籍する学校の代表者（放送大学の場合は、学習センター所長）において必要事項を記入して発行した学割証を提出したときは、当該学校のもより駅（放送大学生の場合は、所属学習センターもより駅）までの区間について、通学用割引普通回数乗車券を発売する。

(1) 放送大学学園法（平成14年法律第156号）第4条の規定により設置された放送大学の学生（全科履修生、修士全科生及び博士全科生に限る。）

(2) 通信教育を行う高等学校（中等教育学校後期課程を含む。）の生徒

2 前項の通学用割引普通回数乗車券を購入する場合に提出する学割証は、第29条第2項に規定する通信教育学校用又は放送大学用の学割証に、学校取扱規程第11条第7項の規定によりその在籍する指定学校の代表者において、乗車券の種類・乗車区間その他の必要事項を記入したものとする。

3 前項の規定により提出する通信教育学校用の学割証の有効期間は、第29条第3項の規定にかかわらず、発行の日から1か月間とする。

(回数乗車券の発売の制限)

第40条の2 第39条、第39条の2、第39条の3および第40条の規定にかかわらず、生駒鋼索線2区については回数乗車券を発売しない。

2. 第39条の規定にかかわらず、普通回数乗車券（身体障害者割引、知的障害者割引、精神障害者割引および通学用割引普通回数乗車券を除く。）は、鉄道線および西信貴鋼索線では発売しない。

3. 第39条の2の規定にかかわらず、時差回数乗車券は、鉄道線および西信貴鋼索線では発売しない。

4. 第39条の3の規定にかかわらず、土・休日割引回数乗車券は、鉄道線および西信貴鋼索線では発売しない。